

学用品費などの補助について

(令和8年度 箕面市就学援助制度)

箕面市立小・中学校に通う児童・生徒が安心して勉強できるよう、学用品にかかる費用などの一部を補助する制度です。なお、就学援助制度の申請は、年度ごとに申請が必要です。

① 対象となるかた

箕面市立小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者で、以下のいずれかに該当するかた

- (1) 令和7年中の世帯所得が認定基準額以下である※1
- (2) 児童扶養手当※2を受給している
- (3) 地震等で住んでいる家が被災し、家計が悪化した
- (4) 失業等により、令和8年に入って予期せず家計が急変した※3



※1 認定基準額は、生活保護基準額の1.2倍です。目安の額を裏面に記載しています。

※2 児童手当とは異なりますのでご注意ください。

※3 (1)～(3)に該当しないかたが対象です。原則、令和9年1月以降の申請受付となります。

② 補助される費用（就学援助費）

				
入学準備金	学用品費	修学旅行費 校外活動費	学校病 治療費	オンライン 学習通信費

- ・補助される金額は学年により異なります。詳細は認定者に別途お知らせします。
- ・給食費の無償化に伴い、令和8年度より就学援助による給食費の補助はありません。

③ 申請に必要な確認書類

対象となるかた	必要な確認書類
令和8年1月2日以降に 他市から転入したかた	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年中の所得を証明する書類 (令和8年度課税証明書(転入前の自治体で発行)、令和7年分源泉徴収票、確定申告書控えなど。いずれもコピー可)
①の(3)に 該当するかた	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書等
①の(4)に 該当するかた	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年中の所得を証明する書類 (源泉徴収票、確定申告書控えなど。いずれもコピー可) ・家計が急変した月が分かる書類 (退職証明書、廃業届、雇用保険受給資格者証、毎月の給与明細など。いずれもコピー可) <p>※令和8年中の所得が確定した後、教育委員会にご申請ください。 家計が急変した月まで遡って給付します。</p>

④ 就学援助の申請方法

次のいずれかの方法により申請してください。

※ごきょうだいがいらっしゃる場合も、おひとりずつ申請が必要です。

- (1) インターネットからの申請（電子申請）
右のQRコードより電子申請フォームへアクセスし、
必要事項を入力してください。
- (2) 書面による申請
「就学援助認定申請書（兼同意書）」を学校生活支援室
または学校へ提出してください。

電子申請フォーム



⑤ 申請期限と認定日

申請期限	認定日
令和8年5月31日まで	4月分から認定 (4月以降の転入者は転入の翌月から認定)
令和8年6月1日～ 令和9年3月1日	申請月の翌月分から認定 (その月の1日に申請があった場合は申請月分から認定)

※①の(3)(4)による申請は、令和9年3月31日が申請期限です。

※①の(3)による認定は、4月まで遡って認定されます。

※①の(4)による認定は、家計が急変した月まで遡って認定されます。

⑥ 認定基準額の目安

世帯 人数	家族構成など	認定基準額の目安	
		持家のかた	賃貸のかた
2人	母・小学生	1,847,062円	2,523,862円
3人	父・母・小学生	2,300,410円	3,034,810円
4人	父・母・中学生・小学生	2,847,835円	3,582,235円
5人	父・母・中学生 小学生・未就学児	3,122,374円	3,856,774円

※上の表は認定基準額の目安であり、家族の年齢や家賃の額により異なります。

※審査は、令和7年中（令和7年1月～12月）の世帯所得で行います。



所得の申告がまだのかたは申請前に所得の申告をしてください。

市・府民税申告先：箕面市税務課（市役所別館1階 TEL:072-724-6710）

<問い合わせ先>

箕面市教育委員会事務局 学校教育部 学校生活支援課
住所：〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所別館3階
電話：072-724-6760（直通）

